

1. 使用するはかりは、検定を受けていますか？

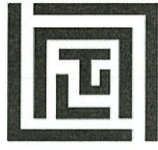
はかりについているマーク

・ 検定を受けているはかり(定期検査対象)

検定証印



基準適合証印



・ 検定を受けていないはかり(定期検査対象外)

家庭用計量器



検定を受けていないはかりは、取引や証明には使用できません。また、定期検査等も受検できません。取引や証明にはかりを使用しようとする場合は、検定を受けているはかりを新たに購入してください。なお、購入年度に定期検査等を受ける必要はありません。

2. はかりを取引や証明に使用しますか？

取引や証明に該当する主な例 (下記以外にも取引や証明に該当する場合があります。)

主な使用者	取引や証明に該当するはかり
スーパー・商店など	商品の重さを表示する際に使用するはかり
	量り売りに使用するはかり
病院・薬局	健康診断書、診断書、出生届に添付する出生証明書、要介護認定のための主治医意見書などに体重を記入する際に使用するはかり
	薬の調剤に使用するはかり
認定こども園・幼稚園 ・小中高小学校 ・福祉施設など	健康診断に使用するはかり
	食事(給食)の材料などの検収(購入物を受け取った際に計量し、取引の確認に使用すること)に使用するはかり
農協・漁協など	農産物、水産物などの売買に使用するはかり
農家・漁師など	農産物、水産物などを農協・漁協を通さずに直接売買に使用するはかり
運送業者および取次店	料金を確定するために使用するはかり
リサイクル業者	古紙、金属、衣類等を質量で計測し、その質量を現金またはポイント等で支払う取引を行う際に使用するはかり
工場・事業所など	製品の販売、出荷(納品)や原材料の購入(検収)に使用するはかり

(取引や証明に使用していないはかりは、定期検査等を受ける必要はありません。)

3. 新しいはかりは、初回の検査が免除となる場合があります。

はかりの所在地市町での検査実施月から1年以内に製造されているはかりは、初回の検査が免除となります。例えば、2024年6月に検査の場合 2023年6月から2024年6月に製造されたはかりが免除となります。製造月は、検定証印等の付近に表示されています。

例1 (2023年6月製造)



例2 (2023年6月製造)



※ 上記の件で不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

福井県計量検定所 TEL 0776-21-8218

※ お知らせ

自動はかりを取引または証明に使用している方へ

制度改正に伴い、取引または証明に使用する自動はかりのうち、自動捕捉式はかり、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールは、2024年以降に検定を受けなければならない場合があります。詳細は国(計量行政室)または県(計量検定所)のホームページにてご案内します。